

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 告 示

○一般競争入札の実施..... (国際課)	1
○一般廃棄物処理施設の変更に係る許可申請の内容の概要等..... (廃棄物対策課)	2
○産業廃棄物処理施設の設置等に係る許可申請の内容の概要等..... (廃棄物対策課)	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請..... (生活振興課)	3
○肥料の登録の有効期間の更新..... (道産食品安全室)	4
○土地改良法による道営換地処分 (2件)..... (農地調整課)	4
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課)	4
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	4
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	5
○知事権限に係る保安林の指定施設要件の変更の予定..... (治山課)	6
○公共測量の終了の通知 (2件)..... (建設部総務課)	6
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	6
○道路の区域の決定及び供用の開始..... (道路整備課)	7
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	7
○公有水面の埋立ての免許の出願..... (砂防災害課)	8
○都市計画法第66条の規定による都市計画事業の事業計画の変更..... (都市環境課)	8

### 公 告

○映像中継業者の事業概要調査の実施..... (情報基盤課)	9
<b>札幌医科大学告示</b>	
○一般競争入札の実施.....	9
<b>道立羽幌病院告示</b>	
○一般競争入札の実施 (2件).....	10
<b>道立農業大学校告示</b>	
○一般競争入札の資格に関する公示.....	12
○一般競争入札の実施 (2件).....	13
<b>道教育委員会教育長告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	15
<b>道教育庁檜山教育局告示</b>	

○一般競争入札の実施.....	15
<b>道教育庁上川教育局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	16
<b>道教育庁網走教育局告示</b>	
○一般競争入札の実施.....	17
<b>道教育庁釧路教育局告示</b>	
○一般競争入札の実施.....	18
<b>宗谷海区漁業調整委員会指示</b>	
○いかなご又はおきあみすくい網漁業に係る指示.....	19

## 告 示

### 北海道告示第137号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を実施する。  
平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量 (1月当たりの単価)  
住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末機器等 一式 33セット
  - (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
  - (3) 納 入 期 日 平成15年3月20日 (木)
  - (4) 契 約 期 間 平成15年3月24日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年3月23日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
  - (5) 納 入 場 所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
  - (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 当該物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月4日（火）から12日（水）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総務部知事室国際課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部知事室国際課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道庁赤れんが庁舎1階第5号会議室

(2) 入札日時 平成15年2月21日（金）午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

#### 7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総務部知事室国際課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

#### 9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部知事室国際課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 21 - 212

(4) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

#### 北海道告示第138号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設変更許可申請があった。

なお、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達 也

#### 1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成14年9月19日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）

白糠郡白糠町庶路基線5番地

株式会社エコテック 代表取締役 千葉萬次郎

(3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所

白糠郡白糠町庶路甲区6番437

(4) 一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項（ごみ処理施設（焼却施設））

(5) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ（市町村から委託されるものに限る。）、抜根、廃タイヤ

2 法第8条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道釧路支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで  
イ 白糠町民サービス課 午前8時30分から午後5時まで

(2) 縦覧の期間

平成15年2月4日から3月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

- (1) この一般廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに一般廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 085 - 8588 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁地域政策部環境生活課）に平成15年3月18日（火）までに到着するよう提出すること。

**北海道告示第139号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成15年1月20日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）

岩見沢市4条東11丁目2番地

空知環境総合株式会社 代表取締役社長 江本 信孝

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

岩見沢市宝水町207番1、213番10、568番

(4) 産業廃棄物処理施設の種類の

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号（汚泥の焼却施設）、第5号（廃油の焼却施設）、第8号（廃プラスチック類の焼却施設）及び第13号の2（産業廃棄物の焼却施設）

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、木くず、廃プラスチック類、感染性廃棄物、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、動植物性残さ、動物の死体、廃油、廃酸、廃アルカリ

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道空知支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで  
イ 岩見沢市健康福祉部ごみ処理対策室 午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 縦覧の期間

平成15年2月4日から3月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

- (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 068 - 8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁地域政策部環境生活課）に平成15年3月18日（火）までに到着するよう提出すること。

**北海道告示第140号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

1(1) 申請のあった年月日

平成14年12月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称

リフレッシュ・ファン

(3) 代表者の氏名

佐藤 政尋

(4) 主たる事務所の所在地

札幌市豊平区美園12条7丁目2番14号

(5) 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、もって地域社会の福祉

増進に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成14年12月25日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 生き生き野菜作りの会
- (3) 代表者の氏名 村林 寛昭
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南9条西9丁目1番15号
- (5) 定款に記載された目的 この会は、ますます進む高齢化社会にあつて、とくに独居老人や老人病院あるいは老健施設に居住する老人など高齢者に、従来のような郊外でなく手近な市街地に家庭菜園を提供し、野菜作りを楽しめるようにすることによって、高齢者が無理なく自然に親しみ、遊休地を緑化することで環境を改善し、高齢者に健康増進と育て慈しむ楽しみ、そして収穫の喜びを提供すること、さらに仲間づくりや生き甲斐づくりに寄与することで、高齢者に心も身体もしっかりと健康になってもらう。そうすることで、ただ単に、高齢者自身の幸せまたその家族の幸せにとどまらず、社会全体の幸せ

また利益に貢献することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成14年12月25日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道山岳活動サポート
- (3) 代表者の氏名 樋口 和生
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南5条西8丁目7-6
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、山岳活動に携わるあらゆる層の人及び団体に対して、山岳環境の保全と事故防止に向けた知識と技術の普及啓発、及び山岳地を利用した山岳レクリエーションプログラムと体験型環境学習プログラムに関する事業を行い、山岳地の環境保全と登山を含めた野外活動の事故防止に寄与することを目的とする。

北海道告示第141号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 業 者			登録有効期限
					名	称 住 所		
北海道第2358号	生 石 灰	95.0 生 石 灰	アルカリ分 95.0	該当なし	北海道共同石灰株式会社	苫小牧市新中野町3丁目1番12号		平成21. 3.29
北海道第2784号	同	80.0 生 石 灰	アルカリ分 80.0	同	同	同		同 21. 2.19

北海道告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、南幌町夕張太西地区の換地処分をした。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、鷹栖町北栄地区の換地処分をした。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（有珠地区農地保全整備（農地保全））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成15年2月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町字駒畠746の1 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 排水路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 河西郡更別村字上更別475の1・638の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 排水路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第146号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 夕張市千代田4の17 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 網走市台町2丁目121の1 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- (3) 解除の理由 指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 夕張郡長沼町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 網走郡津別町字恩根568の2
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 5(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡平取町本町116の18 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 6(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡門別町字豊田463の110 (次の図に示す部分に限る。)、463の108
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び門別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 7(1) 解除予定保安林の所在場所 新冠郡新冠町字若園194・195(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第147号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 指定施業要件変更予定 幌泉郡えりも町字目黒54(次の図に示す部分に限る。)  
保安林の所在場所
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 指定施業要件変更予定 幌泉郡えりも町字目黒54(次の図に示す部分に限る。)  
保安林の所在場所
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第148号

小樽開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量(2・3級基準点、3級水準点)
- 2 作業期間 平成14年8月1日から12月16日まで
- 3 作業地域 共和町

北海道告示第149号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量(管内河川縦横断面図作成)
- 2 作業期間 平成14年6月19日から12月9日まで
- 3 作業地域 札幌市、石狩市

北海道告示第150号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 栗山北広島線	北広島市大曲407番2地先から 北広島市大曲末広4丁目3番8地先まで	平成15. 2. 4
同	北広島市中の沢164番5地先から 北広島市中の沢148番6地先まで	同

**北海道告示第151号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

1	道路の種類	道道
2	路線名	丸瀬布上落滑線
3	道路の区域	間敷地の幅員延長 国道等との重複区間

紋別郡丸瀬布町上丸国有林網走西部事業区263林班ほ小班地先から紋別市上落滑町上立牛148番地先まで	5.50mから 66.00mまで	9,443.00m	—
---	---------------------	-----------	---

**北海道告示第152号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

1	道路の種類	道道								
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所									
	路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所		
	栗丘幌向停車場線	空知郡栗沢町字北斗603番15地先から 空知郡栗沢町字北斗603番17地先（河川敷地）まで		前	18.19mから 25.00mまで	200.00m	—	北海道札幌土木現業所		
				後	18.19mから 58.48mまで	200.00m	—			
	更別幕別線	帯広市以平町西6線32番10地先から 帯広市以平町西6線24番1地先まで		前	14.00mから 23.80mまで	770.00m	—	北海道帯広土木現業所		
				後	20.00mから 29.00mまで	770.00m	—			
	上士幌音更線	河東郡上士幌町字上士幌東3線242番204地先（一般国道273号交点） から河東郡上士幌町字上士幌東3線242番44地先まで		前	10.90mから 10.90mまで	150.65m	一般国道273号 重複L = 10.50m	同		
		河東郡上士幌町字上士幌東3線240番61地先（一般国道273号交点） から河東郡上士幌町字上士幌東3線242番44地先まで		前	15.50mから 21.61mまで	153.00m	一般国道273号 重複L = 17.61m			
				後	15.50mから 21.61mまで	153.00m	一般国道273号 重複L = 17.61m			
	上士幌停車場線	河東郡上士幌町字上士幌東3線239番223地先から河東郡上士幌町字 上士幌東3線241番98地先（一般国道273号交点）まで		前	14.54mから 22.00mまで	286.65m	一般国道273号 重複L = 12.45m	同		
		河東郡上士幌町字上士幌東3線239番223地先から河東郡上士幌町字 上士幌東3線239番222地先（一般国道273号交点）まで		前	18.00mから 24.28mまで	227.52m	一般国道273号 重複L = 16.82m			
				後	18.00mから 24.28mまで	227.52m	一般国道273号 重複L = 16.82m			

上音更上土幌線 河東郡上土幌町字上土幌東3線241番5地先から河東郡上土幌町字上土幌東3線241番98地先(一般国道273号交点)まで	前	11.00mから 12.01mまで	126.13m	一般国道273号 重複L = 10.50m 道道上土幌停車場線 重複L = 3.09m	北海道帯広土木現業所
河東郡上土幌町字上土幌東3線241番5地先から河東郡上土幌町字上土幌東3線239番69地先(道道上土幌停車場線交点)まで	前	15.50mから 36.03mまで	77.49m	道道上土幌停車場線 重複L = 15.16m	
	後	15.50mから 36.03mまで	77.49m	道道上土幌停車場線 重複L = 15.16m	

北海道告示第153号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から起算し3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年2月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 出願の年月日 平成14年10月30日
  - 2 出願者
    - (1) 名称 北海道
    - (2) 住所 札幌市中央区北3条西6丁目
    - (3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也
  - 3 埋立区域
    - (1) 位置 室蘭市東町3丁目4番1及び4番75地先の公有水面
    - (2) 区域 次の①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の成果を使用)
- ①の地点 漁港原点(北緯42度20分03秒6061、東経141度02分06秒6650)から方向角209度49分41秒の方向137.57mの地点
- ②の地点 ①の地点から方向角355度13分47秒の方向110.79mの地点
- ③の地点 ②の地点から方向角85度14分42秒の方向6.65mの地点
- ④の地点 ③の地点から方向角355度10分10秒の方向5.70mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角265度09分22秒の方向2.36mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角355度12分58秒の方向18.82mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角85度10分23秒の方向6.45mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角174度53分12秒の方向24.97mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から方向角168度37分53秒の方向15.10mの地点

- ⑩の地点 ⑨の地点から方向角175度13分45秒の方向95.33mの地点
- (3) 面積 1,530.63㎡
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置 室蘭市東町3丁目4番1及び4番75地先
- (2) 区域 次のイの地点からルの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とルの地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の成果を使用)
- イの地点 漁港原点(北緯42度20分03秒6061、東経141度02分06秒6650)から方向角209度49分41秒の方向137.57mの地点
- ロの地点 イの地点から方向角355度13分47秒の方向110.79mの地点
- ハの地点 ロの地点から方向角85度14分42秒の方向6.65mの地点
- ニの地点 ハの地点から方向角355度10分10秒の方向5.70mの地点
- ホの地点 ニの地点から方向角265度09分22秒の方向2.36mの地点
- ヘの地点 ホの地点から方向角355度12分58秒の方向18.82mの地点
- トの地点 ヘの地点から方向角85度10分23秒の方向6.45mの地点
- チの地点 トの地点から方向角85度10分43秒の方向4.70mの地点
- リの地点 チの地点から方向角168度07分22秒の方向25.17mの地点
- 又の地点 リの地点から方向角175度48分58秒の方向110.34mの地点
- ルの地点 又の地点から方向角265度11分41秒の方向4.79mの地点
- (3) 面積 2,289.91㎡
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第154号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

<p>平成15年2月4日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 堀 達也</p> <p>1 都市計画事業の 室蘭圏都市計画道路事業（3・3・211号中島中央通） 種類及び名称</p> <p>2 施行者の名称 北海道</p> <p>3 事務所の所在地 室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所 及び名称</p> <p>4 事業地の所在 収用の部分 変更なし</p>	<p>年齢21歳以上かつ運転経験3年以上の者）</p> <p>イ 大型二種運転免許を有する者</p> <p>(8) 札幌市内に衛星通信車（長さ7.5メートル、幅2.5メートル、高さ3.7メートル、重量約10トン）の保管が可能な車庫を保有しているか、又は確保（取得又は賃貸）できること。</p> <p>3 調査の方法 指名競争入札参加希望業者は、4に定める提出書類を知事に提出するものとする。 なお、4の(1)から(5)までの各調査書の用紙は、北海道総合企画部IT推進室情報基盤課で配布する。</p> <p>4 提出書類</p> <p>(1) 映像中継業者事業概要調査書 (2) 事業実績書 (3) 映像中継業務従事者調査書 (4) 運転免許資格者調査書 (5) 車庫保有状況調査書 (6) 法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書（提出時から3箇月以内のもの） (7) 納税証明書 (8) 損益計算書</p> <p>5 提出書類の提出期限 平成15年2月19日（水）までに直接持参するか、又は郵送すること（郵送の場合は、平成15年2月19日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。</p> <p>6 提出書類の提出先</p> <p>(1) 提出先の名称 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課 (2) 提出先の所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 内線 23-577</p> <p>7 その他 この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。</p>
<h2 style="margin: 0;">公 告</h2>	
<p>映像中継業者の事業概要調査を次のとおり実施する。</p> <p>平成15年2月4日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 堀 達也</p> <p>1 調査の目的 平成15年度において、北海道が所有する衛星通信車による衛星中継及び車両保管業務委託（以下「運行管理業務委託」という。）の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。</p> <p>2 調査の対象 衛星通信車の運行管理業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する業者（以下「指名競争入札参加希望業者」という。）であって、平成15年2月1日現在において、次の要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下「政令」という。））第167条の11第1項において準用する政令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>(2) 引き続き3年以上この調査に関する事業を営んでいること。</p> <p>(3) 本社、支店、営業所等の事業所（以下「事業所等」という。）を札幌市内に有し、北海道内における営業実績があること。</p> <p>(4) 道税を滞納していないこと。</p> <p>(5) 衛星通信車を利用した映像中継の業務を行っていること。</p> <p>(6) (3)に掲げる札幌市内の事業所等に、映像中継業務を専門に携わる者を雇用していること。</p> <p>(7) (3)に掲げる札幌市内の事業所等に、次のうちいずれかの運転資格を有する者を確保できること。</p> <p>ア 緊急自動車の指定を受けた大型自動車を運転できる者（大型一種運転免許を有し、</p>	
<h2 style="margin: 0;">札幌医科大学告示</h2>	
<p><b>札幌医科大学告示第8号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>平成15年2月4日</p> <p style="text-align: right;">札幌医科大学長 秋野豊明</p>	

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等の名称及び数量

入退室管理システム 一式

## (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

## (3) 納 入 期 日 平成15年3月28日（金）

## (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

## (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。

## (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

## (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

## 3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

## 4 入札執行の場所及び日時

## (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学事務局管財課入札室

## (2) 入 札 日 時 平成15年2月17日（月）午前9時30分

## (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

## (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

## 5 入札保証金

## (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

## (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

## 6 入札説明書の交付に関する事項

## (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学事務局管財課

## (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

## 7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

## 8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

## 9 契約書作成の要否

要

## 10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

## (1) 提 出 期 限 平成15年2月14日（金）

## (2) 提 出 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学事務局管財課

## 11 そ の 他

## (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

## (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目

電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253

## (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。

## (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

## (6) この入札の執行は、公開する。

## (7) 詳細は、入札説明書による。

## 道立羽幌病院告示

## 北海道立羽幌病院告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月4日

北海道立羽幌病院長 佐藤 卓

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

北海道立羽幌病院庁舎等警備及び事務当直代替業務 一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院会議室

(2) 入札日時 平成15年2月20日 午後1時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

郵便、電報又電子メールによる入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地

北海道立羽幌病院庶務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定しているので、最低価格の入札者であっても落札者とならないことがあること。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立羽幌病院庶務課

イ 所在地 郵便番号 078 - 4197 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地

電話番号 01646 - 2 - 1276

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立羽幌病院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月4日

北海道立羽幌病院長 佐藤 卓

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

北海道立羽幌病院厨房清掃等業務 一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所  
北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院会議室
- (2) 入札日時 平成15年2月20日 午後2時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 郵便等による入札  
郵便、電報又電子メールによる入札は、認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地  
北海道立羽幌病院庶務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定しているので、最低価格の入札者であっても落札者とならないことがあること。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立羽幌病院庶務課

イ 所在地 郵便番号 078-4197 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地

電話番号 01646-2-1276

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

## 道立農業大学校告示

### 北海道立農業大学校告示第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年2月4日

北海道立農業大学校長 安東正史

#### 1 資格及び調達をする賃借物品等の種類

平成15年度において北海道立農業大学校が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成15年2月4日に一般競争入札の公告を行う北海道立農業大学校農業機械の賃貸借契約

(2) 資格 北海道立農業大学校農業機械の賃貸借契約に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 物品等の種類 農業機械 一式

#### 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年2月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (6) 平成15年2月1日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 納入した賃借物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 当該賃借物品に関し、要求仕様の要件等を満たしていることを証明した者であること。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

### 4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成15年3月17日から25日まで
- (2) 申請の方法 申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立農業大学校総務部総務課  
 イ 提出先の所在地 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1

### 5 資格審査の再申請

#### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更したもの

### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

#### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

### 7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

## 北海道立農業大学校告示第2号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月4日

北海道立農業大学校長 安東正史

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量  
農業機械 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成15年4月21日
- (4) 契約期間 平成15年4月21日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (5) 納入場所 北海道立農業大学校

### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立農業大学校告示第1号に規定する農業機械の賃貸借の資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所

北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校総務部総務課

### 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1

北海道立農業大学校会議室

- (2) 入 札 日 時 平成15年4月1日(火)午後1時30分  
 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。  
 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

## 5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

## 6 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

## 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1  
 北海道立農業大学校総務部総務課  
 電話番号 01562-4-2121  
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

## 8 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

## 9 契約書作成の要否

要

## 10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い  
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。  
 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 ア 名 称 北海道立農業大学校総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 089-3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1  
 電話番号 01562-4-2121

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。  
 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。  
 (6) この入札の執行は、公開する。  
 (7) 詳細は、入札説明書による。

## 北海道立農業大学校告示第3号

次のとおり、一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年2月4日

北海道立農業大学校長 安 東 正 史

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 自動車ガソリン(無鉛レギュラー)1ℓ当たりの単価	調達予定数量	7,150 ℓ
イ 自動車軽油(課税)	同	12,760 ℓ
自動車軽油(免税)	同	8,800 ℓ
ウ A重油(JIS1種2号)	同	383,430 ℓ
エ 白灯油(JIS1号)	同	80,940 ℓ
オ 液化石油ガス(い号)	1m <sup>3</sup> 当たりの単価	同 2,696.4m <sup>3</sup>

(ア)から(オ)までについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。  
 (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで  
 (4) 納 入 場 所 北海道立農業大学校及び給油票を提示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。  
 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。  
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所  
 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校総務部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時  
 (1) 入 札 場 所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1  
 北海道立農業大学校会議室  
 (2) 入 札 日 時 平成15年3月20日(木)午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1  
北海道立農業大学校総務部総務課  
電話番号 01562 - 4 - 2121

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。ただし、複数の単価設定区分がある燃料（軽油・液化石油ガス）については、すべての入札金額（単価）が、財務規則第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成15年3月19日（水）午後5時

(2) 提出場所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1  
北海道立農業大学校総務部総務課

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立農業大学校総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1  
電話番号 01562 - 4 - 2121

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

### 道教育委員会教育長告示

#### 北海道教育委員会教育長告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年2月4日

北海道教育委員会教育長 相馬 秋夫

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

道立学校校内LAN構築に係るシステムインテグレーション業務 34校

2 落札者を決定した日

平成15年1月22日

3 落札者の指名及び住所

(1) 氏名 東日本電信電話株式会社

(2) 住所 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

4 落札金額

12,495,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道教育委員会教育長告示第27号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

### 道教育庁檜山教育局告示

## 北海道教育庁檜山教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年2月4日

北海道教育庁檜山教育局長 内 田 幹 秀

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等の名称及び数量

農業CADシステム一式 41台

## (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

## (3) 納入期日 平成15年3月20日(木)

## (4) 納入場所 北海道檜山北高等学校 瀬棚郡北檜山町字丹羽360-1

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること

## (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入等の資格を有すること。

## (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

## 3 契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課

## 4 入札執行の場所及び日時

## (1) 入札場所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3

北海道檜山合同庁舎別館4階講堂

## (2) 入札日時 平成15年2月21日(金)午前11時

## (3) 開札場所 (1)に同じ。

## (4) 開札日時 (2)に同じ。

## 5 入札保証金

## (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

## (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

## 6 入札説明書の交付に関する事項

## (1) 交付場所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3

北海道教育庁檜山教育局企画総務課

## (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

## 7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

## 8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

## 9 契約書作成の要否

要

## 10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

## (1) 提出期限 平成15年2月13日(木)

## (2) 提出場所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3

北海道教育庁檜山教育局企画総務課

## 11 その他

## (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

## (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 043-8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3

電話番号 01395-2-1010 内線 3115

## (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

## (5) この入札の執行は、公開する。

## (6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年2月4日

北海道教育庁上川教育局長 河村 猛 将

1 落札に係る物品等の名称及び数量

農業用CAD 41台一式

2 落札者を決定した日

平成15年1月24日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社北海ケミカル

(2) 住 所 札幌市厚別区厚別南4丁目2番30号

4 落札金額

12,862,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道教育庁上川教育局告示第10号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

### 道教育庁網走教育局告示

#### 北海道教育庁網走教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月4日

北海道教育庁網走教育局長 清原 登志夫

1 入札を付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道紋別養護学校きたみ学園分校校舎改築に係る物品売買契約

ア 事務機器・机・椅子類 コピー機ほか 58品目 604点

イ 電化製品類 テレビほか 12品目 58点

ウ 楽器類 グランドピアノほか 17品目 19点

(2) 調達をする物品等の仕様等 要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年3月25日（火）

(4) 納 入 場 所 北海道紋別養護学校きたみ学園分校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年2月4日から14日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道網走市北7条西3丁目  
北海道教育庁網走教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎  
北海道教育庁網走教育局2階会議室

(2) 入 札 日 時  
ア 平成15年2月21日（金）午前9時30分  
イ 同 午前10時30分  
ウ 同 午前11時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道網走市北7条西3丁目  
北海道教育庁網走教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

#### 8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

#### 9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

#### 10 契約書作成の要否

#### 11 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課  
イ 所 在 地 郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目  
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

## 道教育庁釧路教育局告示

### 北海道教育庁釧路教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月4日

北海道教育庁釧路教育局長 木村 征範

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
総合実践装置（パーソナルコンピュータ等）一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成15年3月28日（金）
- (4) 納 入 場 所 北海道釧路商業高等学校

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年2月4日から17日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道釧路市浦見2丁目1番1号  
北海道教育庁釧路教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課

#### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路支庁別館 北海道教育庁釧路教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号

<p>085 - 0835 北海道教育庁釧路教育局企画総務課)</p> <p>(2) 入札日時 平成15年2月25日(火)午前10時(郵送による場合は、平成15年2月24日までに必着のこと。)</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 郵便による入札 可(ただし、郵便により入札をした者は再度入札に参加することができない。)</p> <p>9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否 要</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100の分5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p>	<p>ア 名称 北海道教育庁釧路教育局企画総務課</p> <p>イ 所在地 郵便番号 085 - 0835 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 電話番号 0154 - 41 - 1131 内線 3117</p> <p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(5) 詳細は、入札説明書による。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>宗谷海区漁業調整委員会 指 示</b></p> <p><b>宗谷海区漁業調整委員会指示第1号</b></p> <p>宗谷支庁管内沖合海域におけるいかなご又はおきあみを目的とするすくい網漁業(以下「いかなご等すくい網漁業」という。)の操業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。</p> <p style="text-align: center;">平成15年2月4日</p> <p style="text-align: right;">宗谷海区漁業調整委員会会長 安藤善則</p> <p>1 操業の制限</p> <p>2に掲げる制限区域においては、いかなご等すくい網漁業を営んではならない。ただし、宗谷海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認(以下「操業の承認」という。)を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 制限区域</p> <p>制限区域は、幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から261度30分19,200メートルの点、利尻富士町鬼脇と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点から157度15分13,500メートルの点及び利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点から202度23,000メートルの各点を順次に結んで延長する直線以北、枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から43度30分の線以西の宗谷支庁管内沖合海域とする。</p> <p>3 制限期間 平成15年3月15日から7月31日まで</p> <p>4 承認の申請 操業の承認を受けようとする者は、使用する船舶ごとに、いかなご等すくい網漁業承認申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>5 承認証の携帯義務 操業の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、委員会から交付された承認証を自ら携帯し又は操業責任者に携帯させなければならない。</p> <p>6 標識板等の掲示</p>

操業の承認を受けた者は、当該船舶の見やすい場所に標識板等を掲示しなければならない。

7 制限又は条件

操業の承認を受けた者は、小型定置網漁業、底建網漁業、定置網漁業及び区画漁業の漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。

8 陸揚港及び陸揚げ等の制限

操業の承認を受けた者は、操業海域に面する地区内に陸揚港1港を定めなければならない。

9 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後30日以内に別に定める様式により漁獲成績を委員会に報告しなければならない。

10 指摘事項の遵守

操業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要と認める事項で、委員会が指摘した事項を遵守しなければならない。

11 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める平成15年度いかなご等すくい網漁業承認等事務取扱要領によるものとする。

12 附 則

この指示は、平成15年2月4日から施行する。

---